

テクニカルショウヨコハマ 2023 「横浜ものづくりゾーン」出展規程

1 出展方法と準ずる規程

テクニカルショウヨコハマ 2023 におけるリアル展示出展として、当出展規程に定めのない事項の取扱いについては、公益財団法人神奈川産業振興センター(以下、KIP とする)に定める出展規程に準ずる。

2 出展者資格

(1) 本市見本市に適する機器、製品、部品、材料及びその関連品のメーカー・商社・業界団体並びに工業関連支援機関等。

(2) 上記の他、特に主催者が認めたもの。

但し、主催者は出展者が次のいずれかに該当するときは、出展を断るものとする。

- ・暴力団、暴力団員などの反社会的勢力であると判明したとき。または反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
- ・出展者が、理由の如何にかかわらず、過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要などにより、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。
- ・出展物及び出展内容が法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの、及び反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むものと判明したとき。

3 テクニカルショウヨコハマ 2023 における出展ゾーンと出展対象分野及び品目

当ゾーンは、テクニカルショウヨコハマ 2023 内に設置される「機器・装置・製品」／「ロボット」ゾーンに設置する。ただし、Web サイト内展示では、個々の出展企業が自社情報を掲載する出展ゾーンを選択し、当ゾーンは個別企業ページへの導線機能としての役割を担うものとする。

4 出展料（税込み）

50,000 円/台とする（1 社あたり展示台が 1 台で 50,000 円）。ただし、出展台を複数台使用する場合は 1 台ごとに 50,000 円加算することとする。

スペース使用料は 1 単位当たり 40,000 円とする（1 単位＝1,400mm×990mm）。

5 リアル展示小間の仕様

(1) 基本仕様

1 小間（9 m²）当たり概ね展示台を 2 台設置する。展示台の規格については下記イメージを基に運営者にて設定する。



(2) その他

K I P 出展規程「7 リアル展示小間の仕様」に準ずる。

6 出展料に含まれる経費

場所代、ゾーン全体の設営・装飾・デザイン料、共通備品（照明・社名版・展示台等）、DM・HP掲載、オンライン展示掲載料

7 出展申込み期限

2022 年 9 月 30 日（金）

8 出展料の納入

出展料は、出展確定後、一般社団法人横浜市工業会連合会から請求する。また、振込手数料は出展者負担とする。特別な理由なく期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消すものとする。

9 出展の取消し、キャンセル料

2022 年 11 月 1 日（火）以降、出展者の都合により出展の取消し等の意思表示があった場合は、出展料金の 100%のキャンセル料を支払うものとする。

10 展示レイアウト

当ゾーン内の展示レイアウトは運営者にて決定する。

11 禁止行為

(1) 出展物即売の禁止

会期中いかなる理由によっても、出展物の即売を禁止する。

(2) 小間の譲渡、転貸、交換

出展者は、自社小間の一部あるいは全部を、有償無償にかかわらず第三者又は他の出展者に譲渡、転貸、交換することができない。

(3) 迷惑行為

通路等自社小間の外における出展物、装飾等の設置及びカタログ・パンフレットの配布及びこれに類する行為はできない。

(4) その他の禁止行為及び詳細

KIP が公式 HP に公開する「出展の手引き」に準じる。

12 個人情報の取扱いについて

出展者は、本見本市の出展を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得するものとする。

出展者の個人情報に関する紛争に関しては、出展者の責任において解決するものとする。

13 出展物の管理及び賠償責任

事務局は、会期中における出展物の管理・保全について事故防止に最善の注意を払い、天災・火災・盗難・紛失・その他不可抗力による事故やあらゆる原因から生じる損失または損害についてその責任を負わないものとする。

出展者は、出展物の保護に当たるとともに、保険を付す等の処置を取るものとする。名刺入れ、ノート P C 等、個人情報の管理・取扱いにも十分な配慮をする。また、出展者は、展示・実演及び搬入出作業中に、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本見本市の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとする。

14 開催方式の変更について（KIP 展示規程に準じます）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により主催者がリアル展示を中止とした場合、Web サイト内展示のみの開催とする予定。なお、その場合、リアル出展者は Web サイト内展示のみの出展とする。

15 見本市開催中止および開催時期、開催時間の変更について（KIP 展示規程に準じます）

(1) 天災地変（火災、地震、風水害、落雷、塩害等を含むがこれらに限らない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他不可抗力により施設（パシフィコ横浜）の利用ができなくなったとき。またその復旧に要する工事等の施工ならびに点検等で施設（パシフィコ横浜）の利用ができなくなったときは、リアル展示の開催前または開催期間中であっても、開催の中止や開催時期、開催時間の変更を行うことがあります。

- (2) 感染症・疫病の大規模流行等により、国・神奈川県・横浜市等の行政機関から施設（パシフィコ横浜）の使用停止、又は催物の停止等、法令に基づく要請があり、株式会社横浜国際平和会議場が施設（パシフィコ横浜）の休業を決めたときは、（但し、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されても、上記の要請がなければ、施設の使用停止、休業にはあたらない。）リアル展示の開催前または開催期間中であっても、開催の中止や開催時期、開催時間の変更を行うことがあります。
- (3) 天災地変及び不可抗力、およびその他主催者の責任に帰しえない原因によりWeb サイト内展示の開催が著しく困難となった場合、開催前または開催期間中であっても、Web サイト内展示開催の中止や開催時期、開催時間の変更を行うことがあります。
- (4) 主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、本見本市の公式サイト等を通じて公表することとします。

16 見本市開催中止による出展料の返金について（KIP 展示規程に準じます）

- (1) 見本市開催を中止とした場合は、出展料について下記の割合で出展者に返金します。

【中止による既納出展料金の返金割合】

○リアル展示と Web サイト内展示の両展示を中止とした場合

リアル展示出展者	Web サイト内展示のみ出展者
2022 年 11 月末まで 100%	2022 年 11 月末まで 100%
2022 年 12 月末まで 50%	2022 年 12 月末まで 50%
2023 年 1 月 1 日以降 25%	2023 年 1 月 1 日以降 25%

○リアル展示のみ中止とした場合

リアル展示出展者	Web サイト内展示のみ出展者
2022 年 11 月末まで 100%	2022 年 11 月末まで 0%
2022 年 12 月末まで 50%	2022 年 12 月末まで 0%
2023 年 1 月 1 日以降 25%	2023 年 1 月 1 日以降 0%

○Web サイト内展示のみ中止とした場合

リアル展示出展者	Web サイト内展示のみ出展者
2022 年 11 月末まで 0%	2022 年 11 月末まで 100%
2022 年 12 月末まで 0%	2022 年 12 月末まで 50%
2023 年 1 月 1 日以降 0%	2023 年 1 月 1 日以降 25%

- (2) 出展料未納の場合は返金割合を引いた割合の金額を請求します。
- (3) 開催期日・開催時間を短縮した場合には、出展料は返却しません。
- (4) 開催中止または開催期日・開催時間の短縮のため、出展者が要した費用及び被った損害・損失については補償しません